令和3年度 第2回大河原地区教科用図書採択地区協議会公聴会 会議録

- 開催日時 令和3年6月29日(火) 午後2時~午後3時
- 開催場所 角田市役所東庁舎 3階 301会議室
- 出席者 採択地区委員長、副委員長、委員 16名、事務局3名
- 欠席者 委員3名
- ・用務の概要及び経過
- 1. 公聴会開会 司会(事務局 菊地教育振興係長)

(佐山教育長遅延のため)半沢協議会副委員長があいさつし、続いて公聴会永井 委員長があいさつした。

協議開始前に、事務局より資料の訂正を行った。資料1の専門員会資料14ページ、著者「木村裕一」の名前の間違い、38ページのNo71「新聞紙で作ろう・・・・」の種目が「算数」とあるが、「図工」の間違いであった。

また、61ページの No25 の発行者名の間違いを委員より指摘されたため、訂正した。

2. 協議

協議が始まり、永井公聴会委員長が議長となり進行した。

協議(1)令和4年度使用教科用図書の採択についての意見について

永井委員長より各委員から第1回公聴会で配布した資料について、採択基準・日程・専門員会調査結果・その他の点について出席したすべての委員から意見を聴取した。

委員の一人から出された意見の中で資料中の 11 ページ「専門部会から提出される第3位までの選定順位は、公聴会に提出すべきではないか。」という意見については特別支援の教科書の手続きには該当しない文言だったため、次回の資料については分かりやすく表現を改める旨を事務局から説明した。

【その他意見等】

副委員長

貴重なご意見ありがとうございます。ご理解いただきたいのは通常の 教科書、国語とか算数はおっしゃるとおり学習指導要領にもとづいて 内容は国が決めております。それに基づいて各教科書会社が編集して おります。今のお話はそう言ったところには合いますが、今回の附則 9条の本については特別支援の子どもたちが教科書の代わりに使える、 採択できるという意味で、例えば知的障害をお持ちのお子さんでもお 一人お一人の状態が異なるものですから、ある標準を決めてここより 上や下というようなことは私は馴染まないのではないか。例えば自閉 情緒の障害をお持ちのお子さんの場合だと国語については普通学級の 子どもと同じ教科書を使う場合もありますし、その基準性を示すのは 難しいし、果たしてそれが馴染むかどうか。ただ、一部の委員から意 見があった「理解の早い」「遅い」という表現は考えていかなければな らない。理解の早いことと遅いこと、何となく早い方がいいというイ メージになりはしないか。しかしながらそれでいいかどうかという問 題は今後、議論していかなければならない一つの課題であろうという ふうにご指摘受けて感じたところです。ぜひ特別支援のお子さんが使 う可能性のある教科書ということを理解して頂ければと思います。

委員

確かに、個々に幅があって標準には馴染まないというのはおっしゃる通りだと思いますが、理解が早い、遅いといったとき、与えられた資料で見たときにどのくらいなのか分かりにくかったという事があって、それで標準的な軸があるといいのかと思ったのですが、確かにAとBの区別だけでは不十分ではないかという意見もあったので、その辺の表現がもう少し細かくなったりするのであれば、学年相当とかはいらないので我々が見たときに早い遅いだけではなくて、想定する対象の児童の理解度を難しいですが、専門性がない人たちにもわかるようなものが必要なのかと思います。ただ基準を決めることが妥当かとは思います。

協議(2) 採択協議会への意見について

事務局・森から説明

本日、公聴会委員からいただいた意見を事務局でまとめて意見書として清書し、7月1日夕方に各市町教育委員会と公聴会委員へ送付し、また7月13日開催の第2回協議会(採択調整案を決定)へも提出することを説明した。公聴会資料については回収することを併せて説明した。

協議(3)その他

事務局・森から説明

今回の協議会の採択結果については、7月22日以降に各委員へ郵送する。

3. 公聴会閉会

佐山協議会委員長の閉会のあいさつを行い、午後3時に終了した。